

## 鶴岡市インターンシップ実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、総務部職員課が行うインターンシップ制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (インターンシップの目的)

第2条 本インターンシップ制度は、希望する学生等（高等学校、専門学校に在籍する者を含む）に対し、就業体験の機会を与えることにより、職業意識の向上と市政に対する理解を深めることを目的に行う。

### (受入れの手続き)

第3条 教育機関等は、その教育の一環として市における学生の実習を希望するときは、市長に対して様式2により実習の申込みを行うものとする。

2 市は、教育機関から実習の申込みがあった場合は、次に掲げる事項に留意して学生の実習の受入れを決定するものとする。

- (1) 希望する実習の内容が適当と認められるものであること
- (2) 業務執行に支障がないこと

### (報酬等)

第4条 市は、実習の受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

### (身分と服務)

第5条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しない。

- 2 実習生は、市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。
- 3 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

### (実習中における事故責任等)

第6条 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

- 2 実習中における事故に関しては、教育機関及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

- 3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第7条 実習生は、前2条の規定を遵守することを誓約するため、市に対して様式3により誓約書を実習の前までに提出しなければならない。

(実習の中止)

第8条 市は、実習生が前3条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該実習を中止することができる。

(実習の証明)

第9条 市は、教育機関が実習生の実習内容等について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

- 2 総務部職員課以外の担当課が受入れ窓口となるインターンシップ制度は、この規定によらず従前のおり実施するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月30日から施行する。